

川越市市制施行100周年記念誌作成業務  
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

川越市市制施行100周年会議

令和3年4月

## 1 業務目的

市制施行100周年を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返り、本市の魅力を記録し発信することにより、川越への愛着と誇りを次の世代へつなげるため、令和4年の川越市市制施行100周年記念事業の一環として、川越市市制施行100周年記念誌(以下「記念誌」という。)を作成する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

川越市市制施行100周年記念誌作成業務委託

### (2) 業務内容

別紙「川越市市制施行100周年記念誌作成業務委託仕様書」参照

### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年1月8日まで

### (4) 事業費限度額

10,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 3 担当部署

川越市市制施行100周年会議

所在地：〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1(事務局：政策企画課内)

電話：049-224-5503(直通)

e-mail：seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp

## 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和3・4年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法

の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。
- (6) 過去5年の間に地方公共団体の記念誌等作成業務を元請(ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。)として完了した実績があること。

## 5 選考スケジュール

内容	期 間 等	関連様式
参加申込み (6 参照)	令和3年4月21日(水) ～令和3年4月27日(火)午後4時まで *申込希望者は、提出書類を市ホームページからダウンロードすること。 *参加申込者に対する参加資格の有無は、令和3年4月28日(水)までに結果通知する。	・様式1 ・様式2
質問の受付 (7 参照)	令和3年4月21日(水) ～令和3年4月26日(月)正午まで *受けた質問への回答は、令和3年4月27日(火)までに市ホームページにて公開する。	・様式3
企画提案書等の提出 (8 参照)	令和3年4月28日(水) ～令和3年5月10日(月) *土日祝を除く午前9時～午後4時(郵送は必着) *参加資格者は、提出書類を市ホームページからダウンロードすること。 *提出者が5者を超えた場合、書類審査を行う。その結果は令和3年5月14日(金)までに通知する。	・様式2 ・様式4 ～10
ヒアリング審査 (9 参照)	令和3年5月18日(火) 予定 *審査時間等の詳細案内は提出者に別途連絡する。	-
審査結果通知 (10 参照)	令和3年5月20日(木) まで	-
契約締結 (11 参照)	令和3年5月下旬	-

## 6 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は下記の書類を提出すること。

- ・公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- ・業務経歴書【様式2】

### (1) 提出方法

上記様式に必要な事項を記入し、電子メールにて100周年会議事務局（政策企画課内）へ提出する（表題は「【事業者名】100周年記念誌プロポーザル参加申込」）。

### (2) 参加資格の確認

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、令和3年4月28日（水）までに結果を通知する。

## 7 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は、質問票【様式3】にて行うこと。

### (1) 質問方法

上記様式に必要な事項を記入し、電子メールに添付して100周年会議事務局（政策企画課内）へ提出する。表題は「【事業者名】100周年記念誌プロポーザル質問」とする。メール以外での質問については受け付けないこととする。

### (2) 回答

質問に対する回答は、令和3年4月27日（火）までにホームページにて公開する。

## 8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下の選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を所定期間中に100周年会議事務局まで郵送又は持参により提出すること。

提出書類	備考	3部 作成	7部 作成
公募型プロポーザル 届出書【様式4】	代表者印を押印	①	-
企画提案書 【様式5】	・ ページ数はA4判10ページまでとする ・ 事業者名が特定できないようにすること	②	①
業務経歴書 【様式2】	事業者名が特定できないようにすること	③	②
実施体制調書 【様式6】	事業者名が特定できないようにすること	④	③
配置予定者調書 【様式7】	事業者名が特定できないようにすること	⑤	④
業務工程表 【様式8】	事業者名が特定できないようにすること	⑥	⑤
見積書 【様式9】	事業者名が特定できないようにすること (「3部作成」には代表者印等の対応)	⑦	⑥
誓約書 【様式10】	-	⑧	-

\* 提出書類は丸数字の順番に重ね、様式4から様式10までの綴りを3部、様式5から様式9までの綴りを7部、それぞれ作成する。なお、綴りについては、左側2カ所綴じとする。

## 9 選考方法・ヒアリング審査

選考はヒアリング審査により行う。

- ・ 実施内容：企画提案書の提出者によるプレゼンテーション
- ・ 期 日：令和3年5月18日（火）予定
- ・ 会 場：未定
- ・ 出席者数：2名以内
- ・ 実施時間：30分程度（プレゼン10分以内、質疑応答20分程度）

\* 企画提案書の提出者が5者を超えた場合、企画提案書等を書類審査した上で、上位5者をヒアリング審査の対象とする（この場合は、令和3年5月14日（金）までに結果を通知する。）。

## (1) 評価

評価は別紙「評価基準表」により行う。ヒアリング審査による評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として決定する（契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の者が契約予定事業者となる）。また、最高得点が複数あった場合は、川越市市制施行100周年記念誌作成業務委託に係る委託業者審査委員会が、契約予定事業者を決定する。

## (2) 選考結果

令和3年5月20日（木）までに参加事業者に通知する。

## (3) その他

- ・ヒアリング審査にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、必要機器については各参加事業者にて用意すること。
- ・ヒアリング審査では、参加事業者名が特定可能な資料や表現を用いないこと。
- ・審査委員会での選考は非公開とし、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

## 10 結果の公表

選考結果については、ホームページにおいて公表する。

## 11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者とは、協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

## 12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合

- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

### 1.3 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担となる。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 100周年会議と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (4) 100周年会議と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表【様式8】に記載する内容をもとに100周年会議と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、100周年会議の許可なく業務工程の変更はできない。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、100周年会議がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に準じて対応する。
- (8) 「参加申込み」の後に辞退する場合、辞退届【様式11】を提出する。